

令和4年5月13日

事業者の皆様へ

工事請負契約における単品スライド条項の運用の拡充について（お知らせ）

日頃より横須賀市の入札及び契約手続きに関し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

横須賀市発注の工事について、平成20年8月18日から「単品スライド条項」の適用を開始し、運用してまいりましたが、原材料費の高騰等の状況、及び下請代金支払適正化の観点から、単品スライド条項の運用を次のとおり拡充することとしました。

〔適用対象材料の拡大〕

発注者である市と受注者間の協議に基づき、対象材料を拡大します。

従前の鋼材類及び燃料油の2品目の他にも、発注者・受注者間の個別協議に基づき、原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な材料について、工事の請負代金額に大きな影響（請負代金額の1%以上）を及ぼす場合には、単品スライド条項の適用対象材料とすることができるとします。

（1）適用基準日

令和4年5月13日

（2）対象品目

既に対象としている2品目の算定方法に準じ、提出資料なども踏襲するものとします。この場合、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握し、その要因が明らかなものについて、それぞれの品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の1%を超えることを確認します。

なおアスファルト類、コンクリート類については、以下の材料を対象として新たに定めています。

アスファルト類	コンクリート類
アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品

※いずれの材料も「品目ごと」に対象工事費×1%を超えていないと制度の対象になりませ

ん。

(3) 申請時期

工期の末日の2か月前までに請求することが必要です

運用の詳細は、単品スライド運用条項運用基準を参照してください。

【 お問い合わせ先 】 横須賀市財務部契約課

受付時間：8時30分～12時 13時～17時15分

電 話：046 - 822 - 9791

F A X：046 - 828 - 3839

e - mail：co-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp